

第8回（9月）定例会提案事件表（追1）

- 1 議案第213号 西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正
する条例

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（昭和 6 0 年西宮市条
例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

南甲子園 1 丁目南地区地区整備計画 （令和 6 年西宮市告示甲第 6 8 9 号 決定）	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示さ れた阪神間都市計画南甲子園 1 丁目南地区地区 計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域
---	--

別表第 2 に次のように加える。

（3 6） 南甲子園 1 丁目南地区地区整備計画

計画地区の名称	南甲子園 1 丁目南地区
	次に掲げる建築物以外の建築物 （1） 戸建専用住宅

ア	建築してはならない建築物		<p>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途（規則で定めるものに限る。）を兼ねるもの（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(3) 社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する施設</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの（規則で定めるものを除く。）</p>
イ	建築物の容積率	(ア) 最高限度	
		(イ) 最低限度	
ウ	建築物の建蔽率	(ア) 最高限度	
		(イ) 緩和	
エ	建築物の敷地面積の最低限度		80平方メートル
オ	建築物の建築面積の最低限度		
カ	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(ア) 距離	
		(イ) 適用除外	
キ	建築物の高さ	(ア) 最高限度	10メートル
		(イ) 最低限度	
		(ウ) 例外	

	(エ) 適用除外	
ク	建築物の形態又は意匠の制限	
ケ	建築物に附属する垣又は柵の構造の制限	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

南甲子園1丁目南地区地区計画の決定に伴い、所要の規定の整備を行うため。